東海市告示第４２号

令和７年度東海市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、重症心身障がい児等の居宅生活を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第８項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を実施する事業所に対して、補助金を交付することにより、短期入所の利用を促進し、もって重症心身障がい児等とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「重症心身障がい児等」とは、法における支給決定において障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号。以下「基準」という。）別表第５の１の注１の⑵に規定する重症心身障がい者又は同表第７の１の注５に規定する重症心身障がい児に該当すると認められた者で、市内に住所を有するものをいう。

（補助金交付対象事業者）

第３条　この補助金は、短期入所を実施している愛知県内指定短期入所事業所（医療法（昭和２３年法律第２０５号）に基づく病院及び診療所を除く。）の設置者のうち愛知県知事が指定した者（以下「指定事業者」という。）に対して支給する。

（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、指定事業者が運営する事業所が実施する重症心身障がい児等の短期入所に係る事業とする。

２　補助対象経費、補助基準額及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする指定事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の変更申請）

第６条　申請者は、前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第７条　市長は、前２条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（実績報告）

第８条　申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日を経過した日又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までに、実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

２　前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した申請者は、その内容に従い事業を完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第９条　市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、申

請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第１０条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

２　申請者は、前項の規定により支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

⑴　この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（補助金調書の整備）

第１２条　申請者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後、５年間保管しておかなければならない。

（検査等）

第１３条　市長は、申請者に対して、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査等をすることができる。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	指定事業者が重症心身障がい児等の短期入所を実施するために必要な経費（１回が７日以内の利用に限る。）
補助基準額	短期入所のみを利用した場合 １日につき９００円 （基準別表第７の１のイ⑴、⑶、⑸又は⑺を算定）
補助金交付額の算定方法	補助対象経費の支出済額から寄附金その他の収入の額を控除した額と補助基準額に利用日数を乗じて算出された額を比較して少ない方の額